

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 自生園（以下「法人」という。）の定款第9条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬等を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の総額)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間4千8百万円以内とする。

なお上記の報酬総額は、職員としての給与も含んで算定するものとする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(報酬等の支給時期 及び 支給方法)

第6条 会議出席時の日当については、会議出席の都度、現金により支給する。

- 2 役員報酬については、別紙に定める金額を、年間2回に分けて均等に支給する。
支給時期は、原則として毎年6月30日と12月28日とし、支給方法は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 3 役員退職慰労金については、任期の満了・辞任により退任した後、1か月以内に、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
死亡により退任した場合には、その遺族に支給する。

(年度途中における役員等の変更)

第7条 年度の途中で役員等が退任した場合、支給済みである役員報酬の精算は求めない。

- 2 年度の途中で新たに選任された役員等には、就任後1か月以内に、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別 表

区分	会議出席時の日当	役員報酬 (年額)	役員退職慰労金
理 事 長	5,000 円	—	在任年数×200,000 円
常 勤 理 事	—	—	在任年数× 30,000 円
非常勤理事	5,000 円	100,000 円	—
監 事	5,000 円	100,000 円	—
評 議 員	5,000 円	30,000 円	—

(1) 会議出席時の日当について

- ・5,000 円（源泉徴収後の金額）を支給する。
- ・会議とは、理事会、評議員会、監事監査を指すものとする。
- ・この法人を主たる勤務場所とする常勤理事には支給しない。

(2) 役員報酬について

- ・非常勤理事及び監事に、年額 100,000 円（源泉徴収後の金額）を支給する。
- ・評議員に年額 30,000 円（源泉徴収後の金額）を支給する。
- ・理事長及び常勤理事には支給しない。

(3) 役員退職慰労金について

- ・理事長及び常勤理事に、上記の表により算定した金額を支給する。
- ・常勤理事については、500,000 円を限度額とする。
- ・在任年数は、理事長又は常勤理事としての在任期間をもって算定する。
- ・在任年数は、1 年単位とする。
- ・1 年に満たない端数月は、6 か月以上は切上げ、6 か月未満は切捨てる。